

議案第35号

石岡市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため。

石岡市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

石岡市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例（平成25年石岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「土木工学若しくは」を「土木工学科又は」に、「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上」を「2年以上」に改め、同条第3号中「による短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削り、「1年以上」を「6月以上」に改め、同号を第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を第9号とし、同条第6号中「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同号を第8号とし、同条第5号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて，1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号，第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）については2年6月以上，同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め，「土木工学以外の」を削り，「に関する学科目」を「の課程」に，「学科目」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め，「修めて卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後）」を加え，「4年以上」を「2年以上」に改め，「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）」を加え，「6年以上」を「3年以上」に，「同条第4号」を「同条第5号」に，「8年以上」を「4年以上」に改め，同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め，同条第4号中「第4号」を「第5号」に，「学科目」を「課程」に改め，「修めて卒業した」の次に

「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「5年以上」を「2年6月以上」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加え、「7年以上」を「3年6月以上」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同条第5号中「第2号に規定する学科目」を「第1号若しくは第2号に規定する課程」に、「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、同条第6号中「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の規定による厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第4条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。